

**佐賀県人事委員会告示第1号**

勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程（昭和26年佐賀県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後															
<p>(手続様式)</p> <p><b>第2条</b> 措置の要求、代理人の選任、要求書記載事項の変更、要求の取下及び要求事案解決（消滅）等の手続に必要な書類は、次の様式により提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>措置要求書記載事項変更届（様式第3号）</u></p> <p>(5) <u>要求取下申出書（様式第4号）</u></p> <p>(6) <u>措置要求事案解決（消滅）届（様式第5号）</u></p> <p><b>様式第1号</b></p> <table border="1" data-bbox="230 906 1104 1070"> <tr> <td>略</td> <td>要求者 氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代理人 氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1～3 略</p> <p>4 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>5 代理人によって措置の要求をする場合は、<u>要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印す</u></p>	略	要求者 氏名	㊟		代理人 氏名	㊟	略			<p>(手続様式)</p> <p><b>第2条</b> 措置の要求、代理人の選任、<u>主任代理人の指定</u>、要求書記載事項の変更、要求の取下及び要求事案解決（消滅）等の手続に必要な書類は、次の様式により提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>主任代理人指定届（様式第3号）</u></p> <p>(5) <u>措置要求書記載事項変更届（様式第4号）</u></p> <p>(6) <u>要求取下申出書（様式第5号）</u></p> <p>(7) <u>措置要求事案解決（消滅）届（様式第6号）</u></p> <p><b>様式第1号</b></p> <table border="1" data-bbox="1158 906 2031 1070"> <tr> <td>略</td> <td>要求者 氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代理人 氏名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1～3 略</p> <p>4 <u>要求者の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>5 代理人によって措置の要求をする場合は、<u>要求者及び代理人の氏名を併せて記載すること。また、代理人</u></p>	略	要求者 氏名		代理人 氏名	略	
略	要求者 氏名	㊟														
	代理人 氏名	㊟														
略																
略	要求者 氏名															
	代理人 氏名															
略																

改正前	改正後
<p>ること。また、代理人選任届（様式第2号）を正本に添付すること。</p> <p>6 措置要求書の記載事項に変更が生じたときは、措置要求書記載事項変更届（<u>様式第3号</u>）により、遅滞なく届け出ること。</p> <p>様式第2号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">〔 要求者 〕 氏名      ㊟ 〔 当 局 〕</p> <p>略</p> <p>(注) 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>選任届（様式第2号）を正本に添付すること。</p> <p>6 措置要求書の記載事項に変更が生じたときは、措置要求書記載事項変更届（<u>様式第4号</u>）により、遅滞なく届け出ること。</p> <p>様式第2号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">〔 要求者 〕 氏名 〔 当 局 〕</p> <p>略</p> <p>(注) 1 略</p> <p>2 <u>代理人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3・4 略</p>

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号

主任代理人〔指定変更〕届

年 月 日

佐賀県人事委員会委員長 様

〔要求者  
当局〕氏名

年 月 日付提出の勤務条件に関する措置の要求について、下記のとおり主任代理人を〔指定変更〕しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 旧主任代理人の氏名（主任代理人の変更の場合）

（注） 不要な文言は抹消すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第3号</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           略  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">要求者 氏名</div> <div style="text-align: right;">㊟</div>           略         </div> <p>(注) <u>1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</u>  <u>2 代理人によって届出をする場合は、要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</u></p>	<p><b>様式第4号</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           略  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">要求者 氏名</div>           略         </div> <p>(注) 代理人によって届出をする場合は、要求者及び代理人の氏名を併せて記載すること。</p>
<p><b>様式第4号</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           略  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">要求者 氏名</div> <div style="text-align: right;">㊟</div>           略         </div> <p>(注) 1 略  <u>2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</u>  <u>3 措置の要求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、要求者氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</u></p>	<p><b>様式第5号</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           略  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">要求者 氏名</div>           略         </div> <p>(注) 1 略  <u>2 措置の要求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、要求者及び代理人の氏名を併せて記載すること。</u></p>
<p><b>様式第5号</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           略  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">要求者 氏名</div> <div style="text-align: right;">㊟</div>           略         </div> <p>(注) <u>1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</u>  <u>2 代理人によって届出をする場合は、要求者氏名を記</u></p>	<p><b>様式第6号</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">           略  <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">要求者 氏名</div>           略         </div> <p>(注) 代理人によって届出をする場合は、要求者及び代理人の</p>

改正前	改正後
し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。	名を併せて記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程（以下単に「規程」という。）の様式により提出された書類は、この告示による改正後の規程の様式により提出されたものとみなす。